

室戸市空き家改修費等補助金の提出書類チェック表 (家財道具等処分の場合)

I 申請書の提出

	資 料 名	チェック欄	
1	補助金交付申請書（裏面あり） <small style="float: right;">別記様式第1号（7条関係）</small>		※
2	申請書別紙（申請書裏面）※同意の欄不要		
3	見積書の写し（市内業者であること） （特定家庭用機器再商品化法で指定された家電製品は除く）		写真
4	処分前の写真		
5	住民票の写し ・申請者が移住者の場合（入居者の世帯全員） ・申請者が所有者の場合（申請者のみ）		
6	滞納の無い証明書 ・申請者が移住者の場合（入居者の世帯全員） ・申請者が所有者の場合（申請者のみ）		
7	その他市長が市長が必要と認める書類 口座振込依頼書・同意書（申請者が移住者の場合）等		

※家財道具等の処分は補助金交付決定通知日以降に行うこと

補助金交付決定（交付決定通知書の交付）

↓
家財道具等の処分

IV 実績報告

	資 料 名	チェック欄	
1	実績報告書 <small style="float: right;">要綱別記様式第3号（9条関係）</small>		写真
2	処分内容のわかる明細書および領収書	<input type="checkbox"/> 明細書 <input type="checkbox"/> 領収書	
4	荷物処分の作業中および作業後の写真		
5	その他市長が必要とする書類		

現場確認後、補助金交付指令書通知（補助金の確定）

III 補助金請求（要綱別記様式第5号）の提出

約2～3週間後補助金の交付